

# 令和5年2月市議会 総務委員会資料

## 第12号議案 令和5年度長崎市一般会計予算

### <目次>

【2款 総務費 1項 総務管理費 5目 会計管理費】	
1 窓口収納手数料（会計管理費事務費）……………	P 3～4
（参考資料1）総務省からの公金収納等事務に要する経費の 取扱い等に関する通知……………	P 5～7
（参考資料2）一般社団法人全国銀行協会調査による 全国の金融機関の窓口に関するコスト……………	P 8～9

出 納 室

令和5年2月



予 算 説 明 書					事 業 名	予 算 額
ページ	款	項	目	番号		
112～115	2 総務費	1 総務管理費	5 会計管理費	1-1	会計管理費事務費 (うち窓口収納手数料分)	千円 24,599

## 1 概 要

今般、金融機関においては、マイナス金利の現況下による収益力の低下や人口減少による地域経済の縮小等、取り巻く環境が大きく変化している状況であり、総務省においては、指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務について、適正な経費負担を図るよう地方公共団体あてに技術的助言がされているところである。(参考資料1参照)

このような中、長崎市の指定金融機関である(株)十八親和銀行から、事務の手間及びコストがかかる金融機関窓口において納付書により公金を収納する事務(窓口収納事務)について、これまで無料としていたものの事務負担が年々重くなってきたため、当該業務の一部コストを手数料として負担してほしい旨の要望があり、その単価は、全国统一制度である地方税統一 QR コード(※)による収納手数料と同額の、納付書1件当たり36.3円(税込)としたいとのことであった。

長崎市においては、金融機関を取り巻く現状を鑑み、また、納付書1件当たり単価について妥当性を検証し、令和5年4月から窓口収納手数料を負担しようとするもの。

※地方税統一QRコード…固定資産税等地方税について、納付書に全国统一QRコードを付すことで、パソコンやスマートフォンによりキャッシュレスで24時間365日どこからでも支払いが可能となるもの。また、指定金融機関等に限らず全国の金融機関で支払可能となる。手数料については、地方公共団体から地方税共同機構に対して、年度分を一括して支払うこととなる。

## 2 事業内容

### (1) 積算根拠

1件当たり36.3円×指定金融機関等におけるR5年度窓口収納見込件数677,651件  
(窓口収納が見込まれる総件数から地方税統一QRコード分の件数を除いた件数)

### (2) 単価について

指定金融機関等の窓口収納に係るコストとして、最低限かかると考えられる人件費について本市で積算したところ、納付書1件当たり71.10円となり、要望のあった単価と比較しても安価であり適正であると思慮される。

(積算内容)

・最低でも窓口のある店舗の職員2人が従事(窓口職員及び役席者)

・1人1件当たりの処理時間は57.5秒(指定金融機関による算定値)

窓口職員(事務補助ベース、諸手当、社会保険料を含む)

1分当たりコスト22.88円×57.5秒/60秒=1件当たりコスト21.92円①

役席者(一般事務(OA機器操作主体)、諸手当、社会保険料を含む)

1分当たりコスト51.32円×57.5秒/60秒=1件当たりコスト49.18円②

①+②=71.10円

(3) 一般社団法人全国銀行協会調査による全国の金融機関の窓口収納に関するコスト  
 平均値 401.39円、中央値296.80円(参考資料2参照)

(4) 他都市の状況について

ア 長崎県内 すべての自治体が R5年度から36.3円

イ 県外中核市

(回答のあった50市における R5年度当初予算計上の状況)

区 分		都市数	備 考
有料として計上(予定)		18市	単価は2.2円~36.3円
うち	無料→R5から有料化	2市	
	従来から有料→R5から増額	3市	

※ 手数料の有料化又は増額を指定金融機関等から要望されている市は39市

### 3 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円 24,599	千円 -	千円 -	千円 -	千円 9,490	千円 15,109

※その他財源は、特別会計からの徴収等事務費負担金

総行行第 8 5 号  
 総税企第 3 5 号  
 令和 4 年 3 月 2 9 日

各都道府県会計管理者  
 各都道府県財政担当部長  
 各都道府県税務担当部長  
 各都道府県市区町村担当部長  
 各指定都市会計管理者  
 各指定都市財政担当局長  
 各指定都市税務担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長  
 ( 公 印 省 略 )

総務省自治税務局企画課長  
 ( 公 印 省 略 )

指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費  
 の取扱い等について (通知)

「規制改革実施計画」(令和 3 年 6 月 1 8 日閣議決定)において、「総務省は、地方公共団体と指定金融機関等の収納業務の効率化・電子化を進める観点から、経費負担の見直しなど、地方公共団体に対応を促す」こととされています。

我が国の社会経済活動全般のデジタル化を図ることは、国民生活の利便性を向上させるとともに、行政機関や民間事業者等の効率化を目的とするものであり、地方公共団体が公金を収入する手続についても、地方公共団体の歳入に係る納入義務者が当該歳入を地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者に地方公共団体の歳入等の納付に関する事務を行わせることができる仕組み(以下「指定納付受託者制度」という。)を導入すること等の公金の収入に係る手続をデジタル化していく取組を推進していくことが重要です。

地方自治法第 2 3 5 条の規定に基づき地方公共団体が指定する金融機関である地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 6 8 条第 6 項の指定金融機関、指定代理金融機関及び収納代理金融機関並びに収納事務取扱金融機関(以下「指定金融機関等」という。)に取り扱わせている公金の収納又は支払の事務(以下「公金収納等事務」という。)についても同様に、地方公共団体及び指定金融機関等を通じて公金収納等事務のデジタル化による効率化・合理化を図ってい

くことが重要であり、地方公共団体と指定金融機関等に共通して公金収納等事務に要する経費負担の軽減が図られることが期待されるものです。

もとより、地方公共団体と指定金融機関等との間の経費負担については、両者間の契約等において定められるものであり、指定金融機関等が様々な公金収納等事務その他の地方公共団体に関連する業務を行っている中において指定金融機関等の利益とコストを総合的に勘案して決定されるべきものですが、一方で、社会経済活動全般のデジタル化に向けた新たな決済システムの整備・運営、金利の現況等の指定金融機関等を巡る環境は大きく変化してきています。また、規制改革推進会議投資等ワーキンググループ（令和3年2月16日）において、指定金融機関等における公金収納等事務は書面・対面をベースとした非効率・高コストな業務が多いとも指摘されており、これらのことに留意して公金収納等事務に係る経費負担を検証し見直しをしていくことが重要です。

各地方公共団体におかれては、これらの情勢を踏まえて、下記の事項に留意の上、公金収納等事務のデジタル化を推進していくことと併せて、現時点における公金収納等事務についての適正な経費負担となるような見直しを行い、公金収納等事務の効率化・合理化を通じて、国民生活の利便性の向上及び社会経済活動全般の効率化を図るようお願いします。

また、都道府県にあつては指定都市を除く市区町村にもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 公金収納等事務の経費負担の見直しに当たって

公金収納等事務に要する経費負担については、その原資は税等の住民の負担となるものであることから、その適正な見直しが行われるためには、例えば、地方公共団体及び指定金融機関等のそれぞれにおける当該公金収納等事務に要するコスト構造を互いに「見える化」するよう努めること等により、地方公共団体は住民に対する説明責任を果たすとともに、指定金融機関等は地方公共団体の求めに応じて必要な情報を提供するよう努めることが望ましいこと。

なお、このことは、指定金融機関等に対しても、一般社団法人全国銀行協会から「総務省「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の取扱い等について（通知）」のご送付等について」（2022年3月29日付け2022事会第29号）（別添1）により、同旨の周知が図られていること。

### 2. 公金収納等事務の経費負担の現況について

地方公共団体と指定金融機関等における公金収納等事務の経費負担の状況については、「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費の負担に関する調査等について」（令和3年3月11日付け総行第70号 各都道府県会計管理者等あて総務省自治行政局行

政課長通知)により各地方公共団体に対して調査を依頼し、その結果を「指定金融機関等に取り扱わせている公金収納等事務に要する経費負担に関する調査結果」(別添2)として取りまとめたので、公金収納等事務に要する経費負担の見直しに当たって参考とされたいこと。

また、一般社団法人全国銀行協会において、対象会員が指定金融機関及び収納代理金融機関として地方公共団体に代わって行う税・公金収納業務におけるコストのうち窓口収納の1件当たりのコスト及び手数料を調査し、「税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る調査結果報告書」(2021年3月16日)(別添3)を取りまとめ公表されているので、公金収納等事務に要する経費負担の見直しに当たって参考とされたいこと。

(略)

---

税・公金収納業務に関するコスト・手数料に係る  
調査結果報告書

---

2021年3月16日  
一般社団法人全国銀行協会

(略)

## 2. 調査結果

### (1) 窓口収納に関するコスト

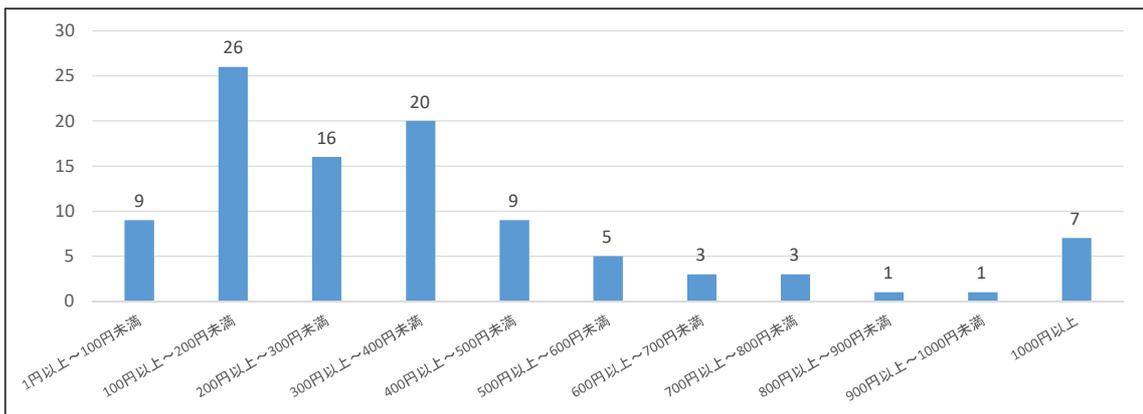
調査の結果、対象会員のうち 100 行から有効な回答があり、当該行が窓口収納に関して要する 1 件当たりコストの平均値・中央値<sup>7</sup>は次のとおりであった。

- ・平均値 : 401.39 円
- ・中央値 : 296.80 円

また、対象会員が窓口収納に関して要する 1 件当たりコストの分布は図 1 のとおりであった。

1 件当たりコストについては、100 円未満という回答会員は 9 % であり、100 円以上の回答が全体の 90% 超を占めていることが確認された。

【図 1 : 窓口収納に関する 1 件当たりコストの分布 (N=100)】



<sup>7</sup> 中央値 (メジアン) とは、データを大きさの順に並べたとき全体の中央に位置する値のことである。

(略)